

認定個人情報保護団体の費用負担に関する規則

1. 認定個人情報保護団体業務規則第5条第3項の規定に基づき、対象事業者の費用の分担方法についてこの規則で定める。
2. 対象事業者（正会員）に係る費用については、会費に含める。
3. 認定個人情報保護団体の業務運営上、特定の医療機関に関する費用が必要となった場合（弁護士費用等）は、当該医療機関が応分の費用を負担する。

附則（施行日）

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

2. 改正・平成25年5月18日（第2条）
3. 改正・令和4年6月24日（第2項）